


<p>養護老人ホームとは</p>	<p>環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市区町村長の措置によって入所する施設。</p>		
<p>措置とは</p>		<p>措 置</p>	<p>契 約（介護保険制度の場合）</p>
	<p>財源</p>	<p>税金</p>	<p>保険料</p>
	<p>対象者</p>	<p>低所得者</p>	<p>サービスを受けたい高齢者</p>
	<p>利用者負担</p>	<p>応能負担</p>	<p>応益負担</p>
	<p>入所</p>	<p>生活困難な方に対して行政が保護介入（自ら望んで利用できるわけではない）</p>	<p>利用者が自由にサービスを選択できる</p>
<p>益田市内の養護老人ホーム</p>	<p>○養護老人ホーム清月の里 ○益田市立養護老人ホーム春日荘</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;">  <p style="color: red; font-weight: bold;">入所施設は選べません。 空きが出た施設に入所していただきます。</p> </div>		

○対象要件について

対象要件	内容
年齢	<input type="checkbox"/> 65歳以上の方。又は65歳未満であっても要介護認定がある等により特に必要があると認められる方。（要相談）
要介護度	<input type="checkbox"/> 認定なし <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 ※要介護2までの方であっても、本人の状態によっては対象とならない場合があります。
健康状態	<input type="checkbox"/> 入院加療を要する病態ではないこと。
経済状況	<input type="checkbox"/> 下記①～③のいずれかに該当する。 ①生活保護世帯である。 ② 入所希望者及び生計中心者が非課税 もしくは市民税の均等割のみ課税である。 ③災害の発生等諸事情により世帯の生活状態が困窮している。 <input type="checkbox"/> 年収が150万円未満である。（保険料等控除前） <input type="checkbox"/> 預貯金が500万円未満である。
入所意思	<input type="checkbox"/> 申し込み時点において、本人に入所の意思があること。

身体機能や認知機能について入所判定会で判断する。

医療行為がある場合
養護では対応不可。

配偶者・同居家族（世帯分離していても生活実態で判断）が課税であれば対象外。

「今は入所したくないけど、将来のことを考えて」という方は必要になった時点で申し込みを。

○申し込みについて

提出するもの

①申込書 (両面2枚)

②入所希望者名義の通帳すべて (直近の年金額が記載されていて、最新の残高が分かるように記帳したもの)

申請書等様式

益田市公式ウェブサイトに掲載

(トップページ → 医療・福祉・介護 → 高齢者福祉・介護 → 高齢者向けのサポート → 養護老人ホーム入所申込について)

古い様式にご注意ください!

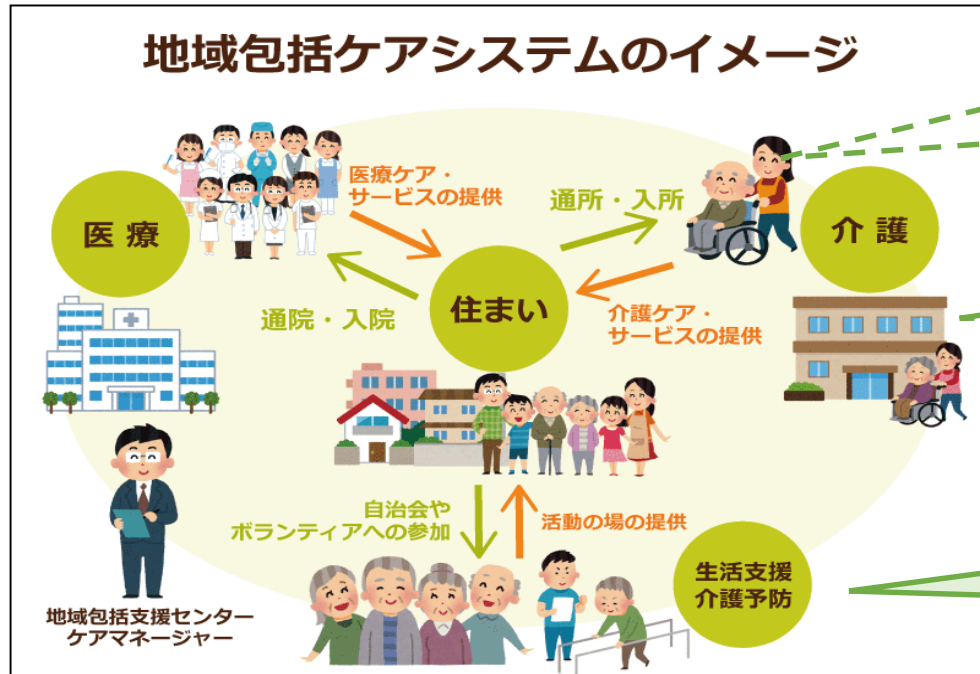
【申請書】

対象要件に該当するか、申し込みができるか等、ご不明な点等ございましたら事前にご相談ください。

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
 〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
 TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181

通いの場へのリハ職の派遣

■事業の位置づけ



介護職員等への介護予防に関する技術的支援

地域ケア個別会議での助言

住民への介護予防に関する技術的支援

■R7実績

派遣先	回数等	派遣人数
①いきいき百歳体操実施団体	16団体 (157名)	PT : 8名 OT : 7名
②通所介護事業所向け勉強会	年1回	ST : 1名
③スタッフ会への出席	年2回	